

**第 1 1 回庄内南部地区合併協議会  
議 会 議 員 定 数 等 検 討 小 委 員 会  
会 議 録**

期 日：平成 1 6 年 2 月 1 7 日（火）

場 所：出 羽 庄 内 国 際 村

# 第 1 1 回庄内南部地区合併協議会議会議員定数等検討小委員会 会議録

○日 時 平成 1 6 年 2 月 1 7 日 ( 火 ) 午前 1 0 時 0 0 分 ~

○場 所 出羽庄内国際村 国際村ホール

○次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 合併後の新議会の議員定数及び任期について

4 そ の 他

5 閉 会

○出席委員

| 役職名  | 区 分     | 氏 名   | 役職名 | 区 分     | 氏 名   |
|------|---------|-------|-----|---------|-------|
| 委員長  | 鶴岡市議会議員 | 榎本 政規 | 委 員 | 櫛引町議会議員 | 菅原 元  |
| 副委員長 | 三川町議会議員 | 大滝助太郎 | 委 員 | 櫛引町議会議員 | 遠藤 純夫 |
| 委 員  | 鶴岡市議会議員 | 斎藤 助夫 | 委 員 | 三川町議会議員 | 須藤 栄弘 |
| 委 員  | 鶴岡市議会議員 | 本城 昭一 | 委 員 | 朝日村議会議員 | 進藤 篤  |
| 委 員  | 藤島町議会議員 | 齋藤 久  | 委 員 | 朝日村議会議員 | 井上 時夫 |
| 委 員  | 藤島町議会議員 | 押井 喜一 | 委 員 | 温海町議会議員 | 佐藤甚一郎 |
| 委 員  | 羽黒町議会議員 | 山口 猛  | 委 員 | 温海町議会議員 | 富樫 栄一 |
| 委 員  | 羽黒町議会議員 | 富樫 栄一 |     |         |       |

○欠席委員 なし

○出席事務局職員

| 役 職 名  | 氏 名   | 役 職 名  | 氏 名    |
|--------|-------|--------|--------|
| 事務局長   | 芳賀 肇  | 調査計画主査 | 鈴木金右エ門 |
| 総務課長   | 石塚 治人 | 調査計画主査 | 本間 光夫  |
| 総務主査   | 成田 弘  | 総務係長   | 渡部 功   |
| 調査計画主査 | 土田 宏一 | 調査計画係長 | 柳生 晃   |
| 調査計画主査 | 今野 勝吉 |        |        |

## 1 開 会（午前10時00分）

○芳賀 筆事務局長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から第11回議会議員定数等検討小委員会を開会いたします。

## 2 あいさつ

○芳賀 筆事務局長 初めに、委員長よりごあいさつをお願いいたします。

○榎本政規委員長 おはようございます。本来であれば、昨日の2月16日5時から第11回の議会議員定数等検討小委員会を開催する予定でありましたが、本日の法定合併協議会が延期になりました関係から、本日10時より第11回の議員定数等検討小委員会を開催させていただくことになりました。委員の皆様には何かとご迷惑をおかけしていることをおわび申し上げます。

議会議員定数等検討小委員会も昨年3月27日の第1回から本日までで11回を迎えることになりました。委員の皆様、そして各市町村議会の皆様には、合併における議員の定数、そして任期について鋭意検討をいただいておりますことにこの場をお借りしまして、心より感謝申し上げます次第であります。

さて、第10回の2月5日に行われました議会議員定数等検討小委員会においては、果たして各市町村議会の議員の皆様の意向に対して十分な配慮をされた委員長提案ではなかったのかもしれませんが、少なくとも1年近くを経過してきている中において、最終的な議員定数及び任期について決定をする時期であろうかと思ひまして、委員長より合併します1市5町1村、7市町村の平等均等割1と、法定定数34を人口比で割った場合の議員定数を加算させていただいて、全体数41ということで、選挙区設置で議員定数を決定してまいりたいという委員長提案をさせていただき、なお各市町村議会にお持ち帰りをいただいて検討いただきたいということをお願い申し上げておりました。約10日以上過ぎておりますので、各市町村議会とも検討いただいておりますので、本日はその経過と結果、結論について各市町村議会のお考えを提案いただき、そして本来であればきょう全体の法定協のほうに議会議員定数等検討小委員会の回答を出したいところでしたけれども、なお10日間ほどありますけれども、2月27日の庄内南部合併協議会においては、議会議員定数等検討小委員会の回答を提案してご了承を得てまいりたいと考えておりますので、委員の皆様からは各市町村議会の意向を踏まえた形で本日ご意見をいただければと思います。何としても、議員の定数については、議員自らが決定してまいりたいと思いますので、多少各市町村議会でも異論のあらうところではありますが、皆さんの鋭意努力をお願い申し上げまして、大変簡単ですけれども、委員長としてのあいさつに代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。ありがとうございます。

○芳賀 筆事務局長 それでは、引き続き議長のほうをよろしくお願い申し上げます。

## 3 合併後の新議会の議員定数及び任期について

○榎本政規委員長 それでは、前回に引き続き合併後の新議会の議員定数及び任期につ

いて協議を行いたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、去る2月5日、第10回の議会議員定数等検討小委員会において、ベターとは言えなくても委員長提案をさせていただいているところでもありますので、その提案につきまして各市町村議会での審議についての経過と結果についてご報告をまずいただきたいと思います。その後に協議をしながら意見集約をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、温海町さんのほうからお願いをいたします。

○**富樫栄一委員** 温海町では、特別委員会を開きまして、この間第10回目で最終的な羽黒町さんの定数が出た時点において、なぜもう少し論議しなかったのかと、間髪を入れないで委員長提案したということは、これはちょっと問題があるのではないかと、このような意見が出ましたけれども、ちょうど議長さんも体調を崩しまして、一言あいさつだけで中座したものですから、その後相当時間をかけて論議しました。しかしながら、最終的には委員長提案の41名で選挙区を設けてやっていただきたいということの結論です。終わります。

○**榎本政規委員長** ありがとうございます。委員長提案で選挙区を設けてということでもありますので、ご了解願います。

続いて、朝日村さんお願いします。

○**井上時夫委員** おはようございます。朝日村の井上です。うちのほうでも前回の小委員会後特別委員会を開きまして、いろいろ協議をしました。結果は、委員長提案どおりでいいという意見が大半でありましたけれども、その中に少数意見として各自治体でうちのほうを内容いろいろご配慮いただきまして、議員2人とか、3人とか言ってもらいまして、大変ありがとうございましたという中で、3人という支持していただいた自治体が三つありましたものですから、うちのほうももう少しその辺を論議してほしかったということでもあります。委員長提案は支持しますけれども、できればここで何とかもう一回3ということを考えていただけないかという強い提案がありましたので、一つそれつけ加えさせていただきます。以上です。

○**榎本政規委員長** 朝日村さんのほうでは、委員長提案は支持するけれども、朝日村3人の議員定数について、意見交換、論議をしていただきたいということでもありますので、これについては各市町村のご意見を聞いてから皆さんから意見交換なり、ご意見をいただきたいと思います。

続いて、三川町さんお願いいたします。

○**須藤栄弘委員** 2月5日の委員長提案を受けまして、2月11日に特別委員会を開催いたしまして、この件に関しまして検討いたしました。種々の意見が出ました。あくまで人口比で配分すべきではないか。しかしながら、委員長提案につきましては、この定数特例の最小限の定数ではないかという意見の集約になり、もろ手を挙げての賛

成とまではいかなくとも、この方向で進むべきではないかという意見の集約になりました。以上であります。

○**榎本政規委員長** ありがとうございます。三川町さんのほうでは、種々の意見、これはどこの議会もそうだと思うんですけども、あろうかと思いますが、委員長提案を支持していきたいということであります。

続いて、櫛引町さん。

○**菅原 元委員** 櫛引町では、2月10日に全員協議会を開催しました。それで、以前から櫛引町の場合は、原理原則を主張してきましたけれども、まず基本的にはそういう考えなんですけれども、今回2月5日の委員長提案41名は了解するというので、一応決定を見ております。以上です。

○**榎本政規委員長** 櫛引町さんは、議会としての考えは原理原則なんですけれども、委員長提案を出された以上、委員長提案を支持するというのであります。

続いて、羽黒町さん。

○**富樫栄一委員** 羽黒町議会といたしまして、2月12日に第8回の羽黒町議会市町村合併調査特別委員会を開催いたしまして、今回の議員定数等について協議をいたしたところであります。前回2月5日開催の当議員定数検討小委員会の委員長提案、すなわち原則34名に全市町村に1名ずつ加算して、合計41名について協議を行いまして、最終的に委員長提案合計定数41名ということで承認していただきましたので、報告いたします。

○**榎本政規委員長** 羽黒町さんは、委員長提案を承認していただいたということであり  
ます。

続いて、藤島町さん、よろしいですか。

○**押井喜一委員** 藤島町議会といたしましては、先般の2月5日の検討小委員会以来2回、特に委員長提案に関しまして議論を重ねてまいりました。なおかつ昨年の9月の特別委員会の設置以来都合11回、さらには議員協議会等で数回、特にこの議員定数に関しての議論を重ねてまいったところであります。いろいろ藤島としての主張もしてまいりました、前回、前々回、ご提案申し上げました。委員長提案は定数41、それぞれ各市町村に1人の加算をしていくというご提案をなさったわけですけれども、藤島としてはいろんな議論の経過を踏まえて、それぞれの市町村に2名を加算するという主張をしてまいりました。特別委員会ではいろんな意見もございました。委員長提案でいたし方ないのではないかという意見もございましたが、なお藤島として一定の結論を見いだしたところについてはやはり主張すべきでないかということでございます。私どもは、そういった提案を主張しながらも、ただこの検討小委員会で今までのいろんな議論、経過を踏まえて、一定の方向性あるいは結論を導き出さなければな

らないということでは、意見が一致しております。ですから、きょうこの検討小委員会の中で議論した結果については、支持をいたすということでございますので、そういうふうに取りまとめをしたということでご了解いただきたいというふうに思います。

○**榎本政規委員長** 藤島町さんとしては、平等割各市町村とも2にプラス人口比の数、トータルで48ということで、議会としてはそれで決定してきているので、そういう形で主張したいということですが、本日のこの議論で1市5町1村、7市町村が意見集約されれば、それを尊重したいという考えということでもあります。それでは、鶴岡市さん、お願いいたします。

○**本城昭一委員** 鶴岡市です。ご承知のように会派制を採っているものですから、私も一つのテーマを常に会派に下ろして、そこで議論したものを集約するという、そういう手順を取っておりますので、2月6日特別委員会で各会派に委員長提案についての説明をしたところです。ずっと鶴岡は原則ということを主張してまいりましたが、それが委員長提案によって大きく変わるわけありますので、各会派で慎重に検討していただき、2月9日に集約をしたところであります。委員長提案の41人という議員の定数については、ほとんどの議員は賛同しておるところであります。後ほど議論があるという委員長のお話ですので、その場でも申し上げたいと思いますが、選挙区設定については、約半数の人が支持をしているものの、やはり1票の格差が出るのではないかと、あるいは新市の一体感というのを損ねるのではないかとということで、人数には賛同しますが、選挙区にはそういう意味でオープンにすべきだと、こういう意見もあったところであります。また、住民の数に応じた議員の定数ということの議論が足りないぞと、こういうおしかりも結構あったということでもあります。ただ、私も特別委員会あるいは市議会として、意思を多数決で決すると、そういう手法は今回は採らなかったわけですが、ただ各会派の意見や構成を考えますと、結果として委員長提案を支持すると、そういう方向にまとめていけるのではないかなと、こんなふうに思っているところであります。以上です。

○**榎本政規委員長** 鶴岡市は、市議会としては原則だけでも、委員長提案を受けて、定数41については異論のないところですが、選挙区にするのか、オープンにするのかというのについては、多少まだ問題を残すんじゃないかということで、議論をしているけれども、最終的には委員長提案を支持していきたいという結論であります。今7市町村から議会としての意見集約をお聞きしたわけですが、例えば朝日村さんの朝日3人についても議論をいただきたい、あるいは最初の温海町さんの羽黒町さんから提案された鶴岡市を除く各町村がプラス1で総トータル40についての議論が尽くされていないんじゃないかということとか、あるいは藤島町さんの48についても最終決定をする前に皆さんからご意見等をいただきながら進めてまいりたいなと思います。

最初に、定数に大きく関係してきますので、朝日村さんのほうから3町から支持を受けた朝日村3人の定数について、何とか皆さんから論議、ご意見をいただきたいと

いうことでありますので、その辺についてご意見のある方がございましたら、委員長の考えとすれば、朝日村さんを3にすることによって、また定数の枠組みが変わってくるということもあるものですから、その辺は非常に難しいところがあるのかもしれませんが、もし各市町村でご意見がありましたらひとつお願いをしたいと思います。

○井上時夫委員　うちのほうはさっき言いましたように、委員長提案には賛成ですが、少数の意見であります、出ましたので、ぜひ言ってくださいということでした。支持されなければそれはそれでどうもならないということでもあります。ただ、うちのほうは確かに人口は少ないわけですが、面積もいっぱいだし、それから今の予算も1人当たりになればほかの町村よりもいっぱいだし、なかなか目の届かないところがあるのでないかという少数の意見でしたので、つけ加えさせていただきます。

○榎本政規委員長　朝日村の井上委員さんのほうから3人の論議についてそういうこともあるんでというようなお話がありました。ご意見が皆さんからなければ論議のしようがないんですけれども、本日で11回を迎えるんですけれども、先ほどの温海町さんの羽黒町さんから提案された40に対する論議抜きで委員長提案をされたのというような話もございましたが、少なくとも10回の議員定数検討小委員会の中では、いろんな論議をしてきたと思っております。個々の数字については、深く突き詰めて論議をしてきたわけではありませんが、少なくとも今の朝日村さんの3ということの一つ論議するとなると、じゃ他の町村はどういうふうになるのかという、その枠組みにすべて影響していく、必ずこの議員定数を決めていくときに、人口比にするのかあるいは市町村ごとに定数を配分するのかということになれば、藤島町さんが主張しております48もそうですし、前に提案ありました42についても、各々の考え方がすべて入った形で議員定数を論議してきたと、私はそう思っておりますので、この40の数字がどういう根拠から出てきたのかということについては、改めて論議をしなくてもおおよそ各議会の皆さんはおわかりになっていたんじゃないかなと思っておりますので、その辺も含めて皆さんからご意見をいただければと思います。

○大滝助太郎委員　前回委員長提案をされまして、ただ今もおおよその方向に向かっていくというふうなことでありますので、私はそのことについては別にそのほかの意見ということではないんですが、ただ委員長提案が1回延びたという経過の中で、特に私も感じていたのは、前回この会議が終わってから、委員長が報道機関にいろいろ説明された中で、人口の少ないところに配慮されたというふうな発言が何か報道されておったので、先ほど羽黒さんの言われた40という数字は、これは私の想像ですが、委員長がもし最初の段階であれば、40で腹をくくったのではないかという、これは人口の少ない町村に対しての配慮という点では40もあり得ると。しかし、今の41というのは、人口の少ないところに配慮したという、あまりその事実はないんです。ただ、方程式の中ではあるんですが、一つの方式の中では鶴岡市も応分の数字をもら

っているわけなんで、特別鶴岡市が人口の少ない町村に配慮をしたというところまでは、この41の数字というのは、あの方程式の中ではきちっと鶴岡市さんも応分の数字をいただいているということなんで、そのところから見れば、委員長の本当の腹は小さいところに配慮したということであれば、私は40でもよかったのではないかと。しかし、あの方程式の中では41が当然ながら答えが出てくるということからすると、鶴岡市さんはこれからそうですけれども、この決定について周辺の町村に配慮したということは、やはり私はあまりそういうことは言ってもらいたくない。これは、一つの方程式の中で当然鶴岡市も1人もらったということです。私は鶴岡市議会にもそういうふうに説明すべきだろうし、住民の方々にも当然のことながら人口割でありませんので、これは人口割と平等割という二つの方式というか、計算式の中できちっと割ったものをそれぞれいただいたということです。これは特別町村に手厚く配慮したということにはならないということで、私は委員長は最初はそういう配慮をして鶴岡市は22でいいと、1人増やすというのは鶴岡市は遠慮してもいいという気持ちがあったと思ったんですが、その後に応分の配分をいただいたという、そういう経過であったというふうに思いますが、この結果を公表するに当たっては、鶴岡市も応分の数字をいただいたということで町村に配慮したということは、あまり私は強く言ってもらいたくないというふうに思います。以上でございます。

**○榎本政規委員長** 副委員長さんからそういうふうな申し入れありました。各市町村プラス1というのは、あくまでも七つの市町村が新設対等で合併していく上での定数配分と考えておりますので、町村に配慮したと取られたとすれば、私の不徳のいたすところでありまして、原則的に合併をする構成市町村には平等、均等に1と、あとは皆さんがどう考えても納得できる人口比であったという考えであります。1対1、鶴岡と温海、鶴岡と朝日であれば、これ1対1という考えで当然そういうことになるんでしょうけれども、考える人にとっては、人口比でいけば町村が6増えれば鶴岡がもっと増えるんだという人もありますけれども、そういう感覚は全く今回の委員長提案の中には持っておりませんでした。あくまでも構市成町村七つが対等新設で合併していくのであれば、これは合併することによる定数を1と、あとは人口比でという考えを持っておりましたので、なお後で注釈をつけたようで大変申しわけありませんが、そう考えておりましたので、よろしくお願いいたします。

**○本城昭一委員** 鶴岡ももらったという発言は私は納得できません。鶴岡は、当初から34人、いろいろ各市町村が特例を出すとまとまらないから、34人オープンというのはずっと主張してきたのです。ただ、それでは空白区ができるという話ですから、そこに配慮して、選挙区制ということも定数特例も鶴岡で提案しているんです。そういうことをかなり私は配慮しながらやってきたつもりであります。私どものほうの特別委員会では、譲りすぎだというおしかりを強く受けております。受けておりますが、ここに鶴岡市の代表で来た以上、発言したことを取り消すとか、そういうつもりはありませんので、市議会に対しても委員会に対しても、責任を負って発言をしてきているつもりであります。ただ、今回の委員長提案についても、これがまとまらなけ

ればやはり限りなく原則に戻るべきだという意見が非常に強かったんです。そういうことで、私どもはそういうまとめる方法は何かということを模索しながら、いろいろ提案してきたつもりですし、きっかけはやはり空白区をつくらない方法はないかという、そういう話から来たわけでして、そういう心配をするところがあれば34人の原則でいくと、これは何も問題が残らない方法なんです。ここまで来ていますので、今それを蒸し返すつもりはありませんが、しかし鶴岡の均等割は余計なものだというような感覚は、これは到底私どもは議会に報告できる意見ではありません。そのことをまず申し上げたいと思いますし、41という数字についても、人口比でいけば鶴岡は何ぼプラスになるんじゃないかという意見もあります。それを委員長の話のように均等1を基本にして、それに人口比を足すんだと、こういう説明でありますので、鶴岡の議会は納得したんです。34に1を足すんじゃなくて、7に34を足すと、こういう委員長の考え方であるから、これは了承しようと、そういうことになっているわけでありますので、かなり私どもはまとめるための配慮の意見を言ってきたつもりでありますけれども、鶴岡が1人もらったみたいな話になれば、これは委員会には報告できませんので、その言葉は取り消していただきたい。

○**榎本政規委員長** 鶴岡に1をやったという感覚でなくて、先ほど言いましたとおりあくまでも先に人口比の議員定数があつたわけじゃなくて、私の考えとしては、合併をするということで7市町村が同一のテーブルに着いたときの数が1であつたということです。その辺は私の説明の仕方が悪かつたということでありましてけれども、各市町村議会いろんな意見があるかと思ひますけれども、ご了解をいただきたいと思ひますので、よろしくお願いします。

○**山口 猛委員** 私は、当初この南部法定協で我々議会なり、法定協の委員の皆さんに原則34を基本にした場合の各市町村の数字が出ておることはご案内のとおりであります。そこで、この34を基準にした場合は、議員1人当たり全市町村で4,571人という割り算になっております。そこで、鶴岡市さんの場合は22,01という、藤島さんが2,69人、これが3ということになります。温海さんが2,3人で四捨五入の関係だと思ひますが、2になっております。私のほうの羽黒は2,1人で2、櫛引さんが1,86人で2、三川さんが1,72人で2、朝日さんが1,28人で1と、こういうふうに足して原則の34にするために、するためと申しますか、人口比でこれは完全に割っているわけです。小数点以下のことを言えば、2以上、2,5以上、2以下、1,5以下ということで、この人数が出されたわけ。それは、各町村で自分のほうの人口を割ってみれば当然出るわけです。

しかし、今委員長提案なされておる数字を各市町村に当てはめると、鶴岡市さんが23で議員1人当たりおよそ4,300人、藤島さんが4人ですのでこれがほぼ3,000人、温海さんが3ですので、温海さんの場合は3,500人ぐらい、羽黒は3,200人ぐらいです。櫛引さんが2,845人、三川さんが2,626人、朝日さんが2,900ぐらい、こういう数字が各市町村の議員1人当たりの人口になるわけです。それで、鶴岡市さんの場合は4,300、あとほぼ3,000人ぐらいが

今の委員長案になるわけですので、先ほど本城委員から議員 1 人当たりの格差というお話が出されましたが、まず 1 . 3 倍ですか、1 . 4 倍ぐらいになりますか、この格差はこれは間違いなく選挙区選挙にすれば出るわけですので、私のほうも特別委員会としては在任特例を主張して、特別委員会で決しておりますので、しかしこの合併を前向きに進めていくという委員会の目的があるわけですので、数字をどの町村がどうかこうだとかという、そういうことを言い始めれば、これは私はまとまらないと思います。

そこで、まず結論めいたことを申し上げて大変失礼ですが、私は委員長提案できょうの会合をまとめていただいて、そして次回の法定協に提案すべきだと、このように考えておりますので、そのようにお取り計らいをお願いします。

**○榎本政規委員長** 羽黒の山口委員さんのほうから委員長提案でぜひきょうで委員会をまとめていただきたいというご意見がございました。

そこで、藤島町さんのほうから本日の議員定数等検討小委員会の論議を見ながら藤島町さんの結論集約をしていきたいというようなお話が冒頭でありましたものですか、ご意見等ございましたら。

**○押井喜一委員** 藤島では、何で定数特例というふうなことでやっていくのかという、そういった根拠を基にして議論を重ねてまいりました。当初は、原則か在任かという議論でしたが、このまま双方の意見を集約するということについては、当検討小委員会でもできないのではないかとというふうなことで、定数特例というものを考えてみようということから出発をしてきたわけでございます。もちろん私個人的な考えも違うわけですが、やはり一つの議会をまとめていくということになってまいりますと、それぞれ関係する議員の考えは違うと。議員という立場を離れて議論をしないと、どうあればいいのかというところを議論しないと、なかなか議論が進まないというところがあったというふうに思っています。私どもが最終的な方向を見いだしたのは、この合併という特殊な状況で広大な面積、そういった新しいまちになるという中で、そうした特殊な状況を最初の選挙だけは考慮しながらやるべきだろうというふうな考えに立ってこのようなご提案を申し上げたわけでありますけれども、定数特例で 6 8 名の上限があるわけですが、この中で限りなく少なくすべきなのか、あるいは私どもが主張する 4 8 という数字はどうなのかという議論も私はしてほしいなというふうに思っていました。ただ、委員長提案がございましたし、そういった方向の中でそれぞれの議会が議会として支持をするというふうな方向をお聞きいたしております。ただ、今一度 4 8 という定数と 4 1 という定数、この妥当性というものも議論しながら進めてもらえればというふうに思っています。定数特例という特例を使うということは、それぞれの地域に配慮をするというふうな前提に立つのではないかと、オープンでの定数特例という根拠は、若干違うのではないかなというふうに思っています。ですから、定数特例という前提に立てば、それぞれの地域に選挙区を設けて選挙をやるということが、最終的な方向になるのかなというふうに思っています。そういった意味で、最初に申し上げましたように、藤島の主張がだめだからだめだということではなしに、

この検討小委員会で結論を導き出したものについては、藤島議会としても同意をしていくということに変わりはありませんので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

○**榎本政規委員長** 藤島町議会さんのほうから、48についての皆さんからの論議を深めていただきたいというご意見もありました。その辺についてご意見をお持ちの方がいましたら。41という委員長提案も各構成市町村議会の提案ではないわけですが、委員長提案も一つの定数の提案であると考えているものですから、48に対して皆さんからご意見等あれば、委員長提案と違うところは、人口比は同じですが、各議会の定数を2にするということになるわけです。これは、先ほど押井委員さんから言われたとおり、合併の特殊事情を考えて旧町村単位に激減する議員の数をできるだけその影響を少なくしたいという考えであるというようなことです。

○**本城昭一委員** 私どもは、委員長提案を鶴岡の特別委員会あるいは鶴岡市議会としてどう対応するかというのみの検討でありましたので、その41についても1ずつ均等割といいますか、そういう人員がプラスになったということに対して、人口比の原則を超えているのではないかという意見もありましたが、しかし委員長提案について大勢としてまとめていこうという方向を確認しておりますので、さらに48ということになりますと、均等割2になるということですから、私のほうの議会でもたまたまその話を出すと、議論がまた二転三転するような気がしますので、何とか委員長提案でまとまるものであればまとめていくと、こういう方向がいいのではないかなというふうに思います。

○**榎本政規委員長** 先ほど羽黒の山口委員さんのほうからも話がありましたが、委員長提案でぜひまとめていただきたいというようなご意見もございました。その辺について…。

○**菅原 元委員** 委員長提案ですとしますけれども、先ほど本城委員さんからもありましたけれども、41名でオープンはできないかという、櫛引にもその意見の考え方である議員もいます。新設であるから選挙区を設けなくてオープンでやるべきだという、少数ではありますが、櫛引にもそういう意見があります。そういう関係で、もしできればオープンについてもこの場で協議していただければありがたいと思います。

○**榎本政規委員長** ただ今櫛引町さんのほうから41、定数は了解すると。これは鶴岡市にもあったんですけれども、41のオープン選挙はできないのかというようなことについても、皆さんからご意見があればということでもありますので、先ほどの温海町さんの議会からも言われましたが、論議が深まっていないんじゃないかということもありますものから、皆さんから率直な意見をお聞きしたいと思います。私の提案の根底には、大変失礼ですが、朝日村さんの34を選挙区に割った場合の定数が1になってしまうということが一つと、オープン選挙をやったときに空白区ができ

るおそれがあるという、これは種々の事情、議員が何人出るのか、どういうふうな選挙をするのかで各々違ってくるので、本来であれば34のオープンが選ぶ人も選ばれる人も一番いい方法なんだろうけれども、それでもやはり各市町村議会においては、空白区が出る、あるいは議員定数が少ないということに対して市町村民の不安とともに、議会における不安があったんじゃないかなと、そこが根底にあるんじゃないかと思いますけど、オープンについてのご意見が委員の皆さんからあれば、ぜひともこの機会ですでお話をいただければと思います。

○**本城昭一委員** 先ほど報告した鶴岡市の中にもオープンでという意見が少数でありますけれども、ありました。ただ、これについては委員長が何回も説明しているとおり、激変緩和で選挙区を設けると、こういうことが一つの方向ですから、オープンであれば34でいいのではないかなということで話としてはそういうことになっておりましたが、意見はこの会に伝えますと、こういうことにしましたので、先ほど申し上げたところであります。

○**進藤 篤委員** 朝日村、進藤です。定数のこと、選挙区のこと、いろいろ出ていますけれども、48の藤島さんの意見もあって、我々もそれであれば3になるわけですので非常にありがたいわけですが、それは経過としてそういう話もあったということで、委員長提案が41ということで出たわけですので、それはそれで検討すべきであろうというふうに思いますし、進行すべきだというふうに思います。

それから、選挙区云々のこの件については、特に朝日村のほうは、皆さん方から非常に配慮していただきまして、このような数になって、41の場合は2というふうに落ちついたわけですが、これに関しても特にゼロになるかもしれないという中でこのように配慮があったものというふうに思いますし、今回は特例法を使った中で選挙区はやるべきだと、私はそのように思います。意見を述べさせていただきます。

○**榎本政規委員長** 朝日村の進藤委員さんの意見でありました。取り立てて朝日村がどうだこうだという話で話が進むと、そういうわけではありませんので、私の提案はあくまでも朝日村だけをターゲットにしたというようなことではありませんので、先ほど申し上げたとおり、合併する1市5町1村が等しく同じテーブルに着くための定数が1であって、あとは人口比ですということですので、朝日村の皆さん、そういう配慮をいただいたというような考えになりますと、また大滝委員さんの話になるし、本城委員さんの話になるということで、等しくテーブルに座るにはどうしたらいいかということでありましたので、そう考えていただければと思います。オープンであろうが、48の藤島提案であろうが、時間的なものも大分経過してきておりますので、その他すべてこの際こういう意見もというのがあればお話をいただければと思います。最後ですので、皆さんからお聞きしてもそれで構わないんですけれども、どうですか。

○**富樫栄一委員**（温海町） 今までうちのほうも様々な意見ありました。というのも、この合併の話がなければこんなに苦労しなくてもいいのではないかと、そういう意見も

ありましたし、原理原則あるいは目いっぱい68、こういう意見もありましたけれども、この間も帰りましてから、鶴岡を22にしてというような話もありました。その代表して私たちがここに来ているものですから、均等割であれ、平等割であれ、1万円持っている人でも100円持っている人でも平等割というのは平等に皆配分するんだということで、きょううちのほうも傍聴来ておりますけれども、そういう意見もあったということだけは確かでございますけれども、やはり平等割の重さ、これは均等割であれ、これは当然鶴岡も温海ももらう権利あると思います。そんなことで、一応温海としては委員長提案の41で100%賛成ではありませんけれども、大多数の人が41を支持されましたので、温海はこれで結論ということにします。

**○榎本政規委員長** 127人いますので、全員が、100%ということはありませんし、抱えている議員それぞれの票の重さというのはまた違うだろうと思いますし、各町村における考え方というのもあります。それから、町議会、村議会、市議会の考え方、その中における個々の考え方というのは各々違うだろうと思うので、これを一つにまとめるという、100%すべて合意を得られるというような筋合いのものではないんじゃないかなと思いますけれども、少なくとも合併協議会のほうから照会があったものに対しては、私ども議員で構成する検討小委員会が回答を出せないというような事態には議員としてすべきでないと思って、今まで皆さんのお力を借りながら進めてまいったわけですので、その辺ひとつよろしくお願いします。

鶴岡の齋藤委員さん、ご意見ございませんか。

**○齋藤助夫委員** それでは、ご指名ありましたので、鶴岡市としては本城特別委員長がすべてお話されましたし、朝日村の3についても委員長からもお話がありましたように、これを3にするということになりますと、さらにまたほかの6市町に対してもどういう配分をするのかという議論になります。それから藤島町から出されました48につきましても、これは確かに激変緩和ということからしても34から68までの選択肢があるわけでございますけれども、まずこの辺はいろいろ議論されたわけでございますし、委員長提案を自らの進退をかけて41の選挙区選挙制と、そういうことでございましたので、鶴岡市としても41につきましても、本城委員長からのご説明のとおり、異論なかったんですけれども、選挙区制につきましても、オープンというものを主張された委員もありましたので、しかしそれでも私どもも委員長提案の41の選挙区制ということにつきましても全面的にやっていきたいと思っておりますし、結果的にはこれが市民あるいは地域住民につきましても、納得のいただける、そういう数字であり選択であると思っておりますし、これで皆さん合意できれば、今度この合併もいろいろな面でスムーズにいくのではないかなと、そんな期待も込めながら、鶴岡市での意見と委員長提案に対する支持についての意見を述べさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

**○榎本政規委員長** どうもありがとうございました。

それでは、まだご発言のない藤島町の齋藤委員さんどうでしょうか。

○齋藤 久委員 藤島町議会でも、これまで十何回にわたってこの議員定数について委員から意見を聞いてまいりました。委員それぞれいろんな考え方があって、最初是在任特例から原則論まで二分をしているいろいろな議論を進めてきましたけれども、ほかの市町村と同じように議論を進めてまいりました。ですけれども、この合併は七つの枠組みで進めるということもあって、どこかで歩み寄りをしなければならないということも頭に入れて議論をしてきたわけです。その妥協というか、答えがこの検討小委員会でも進めてきた定数特例にたどり着いたわけです。いろいろ藤島町は、その定数のことについても34人の人口比で割った数字に各自治体に2名ずつということで、48名が一番いいということと言ってきましたけれども、それはなぜかということ、新設合併ではありませんけれども、周辺町村の大きく変わるのではないかと不安をいくらかでも払拭できるような議員の数ということで、各市町村ですけれども、2名ずつの平等を主張してきたわけです。人口比プラス平等に各自治体に2ということで主張してきたわけです。その辺は鶴岡市にも理解をしていただきたいというふうに思いますし、この合併はただ人口の大きい小さいだけではなく、いろんな面積やいろんな土地の条件などありますので、その辺を加味して決めるのがいいだろうというふうに私は思っております。ただ、いつまでも時間をかけて議論してもいいということでもありませんし、最終的には3月31日まで合併をするということも基本4項目で決まっておりますので、答えを出さなければならない。出すとすれば、今いろいろほかの町村から出されている41人でも仕方がないのかなというふうに思いますけれども、藤島町としては、大合併でありますので、選挙区を設けなくてオープンでやるべきだという少数意見などもありますけれども、いたし方ないかなというふうな気持ちであります。

○榎本政規委員長 ありがとうございます。  
櫛引町の遠藤委員さん、よろしいでしょうか。

○遠藤純夫委員 今まで何回かこの会議をやってきたわけではありますが、うちのほうも今までの中は議長が申したとおりであります。ただ、そこまでたどり着くには様々ありました。これも当初うちのほうは原則というような形になったわけではありますが、これは在任と原則とが逼迫したというのが事実であります。そして、これも原則をオープンでというのが何とか逼迫の中でもそのような方向でというようなことで、我々代表して今までまいったわけではありますが、自分たちだけの主張でもこれはどうにもならないということは、まず我々も十分わかっておるつもりでありました。そんな中で、この定数に対しても、我々が主張してきた34名というこの枠から何とか1人区をなくするような方法でもっと検討はできなかったのかということをよく言われました。これは結果論でありますので、あとこれ以外は申し上げませんが、そのようなことが言われました。定数を採るのであれば、新設であれば34名、それで1人区をなくするというようなことをこの委員会でもっとやっていただきたいというのが本当にありました。ありましたが、どこかにこのものも皆さんの考えを委員長が申し上げて

いるとおり、まとめなければならないというようなことで、定数 41 で何とかこれをもって我々の議会も今まあまあ納得してもらっておるというような形でありますので、ひとつこの辺も皆さんから我々の議会の中もご理解を賜りまして、きょうは何とかこの 41、48 というような形で出ているようではありますが、結論めいた方向にまとめもらえれば大変ありがたいなというふうに思っております。以上です。

**○榎本政規委員長** ありがとうございます。

その他皆さんご意見ございませんか。非常に難しいことを合併協議会のほうから照会をされたと思っております。法定定数 34 から現在の 127 人までの議員の中で、じゃしかるべき新市の議員定数は何人かということは、これは幅がありすぎるし、その中にいろんな各市町村の抱えている、そして議会の抱えている問題があって、結論を出すのは難しいことであったのかなと思います。その中には、法定定数 34 でのオープン、あるいは 34 からプラス 1、マイナス 1 の話もありました。34 プラス 1 という、単純プラス 1 というような話もありましたし、34 から 127 の中には 68、そして 48、42、40、41、39 という数字もございました。その中で決して私の提案がすべてであるとは思っていませんが、先ほど申し上げましたとおり、1 市 5 町 1 村が同一テーブルに着いて議員も頑張っていこうじゃないかということとともに、最終的に人口比で割ると一体議員の定数はどうなるのかという、この二つを組み合わせさせていただいて導き出した数字が 41 でありました。これがすべてだったとは思いませんが、今考えられる 1 市 5 町 1 村の南部の法定協議会における各市町村議会の意見集約として、法定協議会に回答する数字を委員長提案どおり 41、選挙区設置選挙にしていきたいと思いますのですが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし。」という声あり)

**○榎本政規委員長** どうもありがとうございます。それでは、来る 2 月 27 日に開催されます庄内南部法定協議会に当議会議員定数等検討小委員会の議員の定数については、総定数 41、その内訳は構成 7 市町村均等平等割 1、プラス 34 の人口比における各市町村議会の議員数ということで、提案をさせていただきたいと思っております。当然各市町村議会における選挙区設置の議員数であるということで、提案をさせていただきたいと思っております。11 回にわたりまして、委員の皆さんから、そして各市町村議会における合併特別委員会あるいは議員全員協議会における活発な論議を受けての数であるというふうに認識をしておりますので、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

なお、文章は事務局と作成の上に 2 月 27 日以前に各議会のほうに回答文についてはご照会をさせていただきますので、何か文章上問題がありましたら、事務局のほうにご連絡をいただきたいと思います。

それでは、続いて議題には載せてはおりませんが、定数特例の選挙区設置選挙というのは 1 回ということですので、17 年の選挙区設置選挙以降 4 年後の議員の定数についてもこの法定協の中で決めておかなければならないということがあります

ので、その辺について議題とさせていただきたいと思います。

地方自治法第91条の7項において、その数字を定めなければならないということがありますので、法律上は91条の2項7号になりますか、人口10万以上20万未満は34人という法定定数が決定をしております。ただ、これはあくまでも上限の法定定数ですので、その次21年以降については、30であろうが、28であろうが、20であろうが、それは構いませんが、その辺について皆さんからご意見をいただきながら、なおこの議題については、きょう初めて出すところですので、一度議会に持ち帰るということであれば、それはそれでも構いませんが、少なくとも地方自治法第91条の2項7号にあります人口10万以上20万未満の市は34名で、これはこの法定協議会の中であらかじめ決めて定めておかなければならないという条項がありますものですから、その辺を皆さんからご意見をいただければと思います。定数特例を採用した場合、あるいはいろんなものを採用した場合、考えられるのは定数は34人までになりますが、オープンにするのか、選挙区にするのかというような形のもは選択肢の中にあるんですけれども、選挙区にする場合は、その事情が加味されなければ選挙区にはならないというようなこともあるようですので、その辺について皆さんからご意見をいただければと思います。

**○佐藤甚一郎委員** 今の委員長の提案でありますけれども、人口何万人から何万以内は何ぼ何ぼと、こういう計算があるんですが、どうもそれがしょっちゅうぶれる可能性がある。これから4年間の中でそれが全く固定されるという保証、担保があれば、それは極めて話は簡単なんです、どうもその辺が今一、仮に言えばこれからの第2弾の合併などがあれば、そこら辺からまた新たな地方自治体に対する考え方というものが変化するおそれがありはしないかと、そう思います。それに関係なく、今の基準の中でこれをどういうふうに決めるかということになれば、それはそれでいいかと思いますが、私はどうもその辺を非常に危惧するものですから、この際その数あるいは選挙区規定はいつでも採られるわけですから、数についてどうこうということを今からやれるかどうかということに大変疑問を持っています。

**○榎本政規委員長** ただ今温海の佐藤委員さんのほうから、その数字が将来どうなるかというのはわからないんでということですが、あくまでも来年3月31日までに合併した場合、新市ができたときの定数はこうですよというのをその時点で決めておかなければならないという法律上の定めですので、4年後については新たに選ばれた議員の皆さんで30にするのか、また法律が変わって定数がこうなればそれはそのとき新しい議会の中で条例をつくっていけばいいということですので、今現在私どもに求められているのは17年3月31日までに合併した場合、新市の議員定数は法定定数の34までの数字の中でどういう数字を条例定数にするのかということをお求められておるんで、それ以降に関しては、それ以降法律が出てきたり、それ以降いろんな条件、例えば15万5,000が10万切るなんてことはあり得ないでしょうけれども、10万を切ったり、あるいはその後またどこかと合併して20万を超えるということを考えたときには、そのときまたその時点で考えるということですので。

○佐藤甚一郎委員 それは先ほど委員長の提案の仕方がどうもあまり判然としないところがありました。新市になったら何人にしますというのは、これは必ず決めなければならない事項です。ですから、それは今話し合いをされている合意に基づいて、それは条例で制定すると、こういうことになるんでありましようから、そのことについて全く疑問は誰も持っていないと、こういうことだと思います。

○齋藤 久委員 設置選挙の4年後の議員定数のことですが、人口規模によって決まるわけですが、上限の34人で今は決めておいていいと思います。設置選挙で選ばれた41人になると思いますが、その新議員によってどうしても定数を減らしたほうがいいのであれば、そこで決めればいいと思いますので、今のところは上限の34人で決めておいていいと思います。その前に議会の事務事業の調整などもありますので、そのことにあまり議論を費やさないで、34ということで私はいいと思います。

○榎本政規委員長 唐突にこういう話を出したのは、27日にそのこともつけて提案をさせていただきたいということです。改めてまた集まって、34に決めますかということになると、また再度提案しなければならないということです。常識的に考えれば今から考えれば5年後のことになりますけれども、34という法定定数が決まっているものを今から30にしておくとか、28にしておくというのも、これまた変な話で、まだあなた方その議員じゃないでしょうということになると思うんで、34にしておくということでご了解を得られれば、それも含めて回答の文書にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし。」という声あり)

○榎本政規委員長 じゃ、どうもありがとうございました。設置選挙後の一般選挙、新市の選挙については、法定定数のとおり議員の定数は34人とすることに決めさせていただきます。

なお、どうでしょう、2月27日に法定協あるわけですが、その前に第12回の議員定数等検討小委員会を開く必要があるでしょうか。

(「ありません。」という声あり)

○榎本政規委員長 なければ第12回の議会議員定数検討小委員会は、議員定数に関しては開催しないということで、先ほど申し上げましたとおり回答文につきましては、速やかに作成をしまして、先ほどの設置選挙後の一般選挙の34人の議員定数についても記載をさせていただいて、各市町村議会に照会をさせていただきますので、不備な点がありましたら、事務局のほうにご提案をいただきたいと思います。

それから、私のほうからですが、この議員定数が終わり次第議会議員定数等

とついておりますので、新市の議会の運営のあり方についても調整項目とか、いろんなことがある関係から、３月定例会が終わった後に第１２回の議会議員等定数検討小委員会を開催させていただいて、新市の議会運営についても皆さんから論議をいただいて、まとめ上げてまいりたいと思いますので、なおこの件については、運営小委員会のほうから専門小委員会でなくて、せっかく議会議員定数等検討小委員会があるので、議会のことは議会の皆さんからお聞きしたほうがいいんじゃないかということで、ご了解を得ていますので、その作業も進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

#### ４ そ の 他

○榎本政規委員長 事務局からその他何かございますか。

○芳賀 肇事務局長 ございません。

○榎本政規委員長 ないようですが、午後からのご案内はよろしいですか。

○芳賀 肇事務局長 なお、午後から各会場におかれまして、専門小委員会が開催されることになっておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

#### ５ 閉 会（午前１１時１５分）

○榎本政規委員長 本当に１年になろうかと思えますけれども、皆さんから各市町村議会のいろんな問題を抱えながら議員定数と任期についてまとめていただきましたことを感謝申し上げ、大変委員長の力不足で皆さんにご迷惑をおかけしたところがあるうかと思えますけれども、今後ともよろしくお願い申し上げまして、第１１回の議会議員定数等検討小委員会を閉会させていただきます。本当にありがとうございました。